

令和3年度

地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(自動運転実証調査事業) 補助事業者
公募要領

<公募期間>

公募開始日:2022年6月15日(水)

締め切り日:2022年7月20日(水) 正午(12時)

<受付方法>

電子メールでのご応募を受け付けます。

<提出先・問い合わせ先>

PwCコンサルティング合同会社 自動車事業部

令和3年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転実証調査事業)」事務局

メール: jp_cons_adtest@pwc.com (本事業全般に関するお問い合わせ)

jp_cons_adtest_finance@pwc.com (経理処理に関するお問い合わせ)

(受付時間 9:15~17:15/月~金(祝日除く))

2022年6月

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転実証調査事業) 事務局
(PwCコンサルティング合同会社)

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転実証調査事業) 補助事業者
公募要領

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転実証調査事業) 補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)(以下、「補助金適正化法」)」、「令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転実証調査事業) 交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行って頂くようお願いします。

目次

I. 事業概要	4
1. 背景・目的	
2. 事業スキーム	
II. 事業内容	5
1. 本事業の対象	
2. 本事業の内容	
3. 事業実施期間と事業スケジュール	
III. 補助金交付の要件	8
1. 採択予定件数	
2. 補助率・補助額	
IV. 応募手続	9
1. 応募資格	
2. 応募期間	
3. 公募説明会の開催	
4. 応募書類	
5. 応募書類の提出先	
6. 応募にあたっての留意事項	
7. 質疑応答	
V. 審査の方法	18
1. 審査方法	
2. 審査基準	
3. 採択結果の決定及び通知	
VI. 交付決定	19
VII. 補助対象経費の計上	20
1. 補助対象経費の区分	
2. 直接経費として計上できない経費	
3. 補助対象経費からの消費税額の除外	
VIII. 補助金の支払い	22
1. 支払時期	
2. 支払方法	
3. 支払額の確定方法	
IX. その他の留意事項	23
X. 問い合わせ先	24

I. 事業概要

1. 背景・目的

自動車産業はグローバルな環境下において CASE(Connected(コネクテッド)、Autonomous(自動走行)、Shared & Services(シェアリングとサービス)、Electric(電気自動車))、カーボンニュートラルといった大きな波に直面しています。今後、自動車の作り方、売り方、使い方が大きく変わる可能性があり、日本の自動車産業も適応していくことが求められています。

国内においては少子高齢化、人口減少が進む中で、旅客や貨物の輸送ではドライバーの高齢化、人手不足が深刻化し、サービスの維持が困難な地域も出てきています。また、高齢ドライバーの操作ミスによる悲惨な交通事故も相次いでいる一方、公共交通が整備されていない地域では、自家用車で移動できない高齢者の増加やドライバー不足がこの先より深刻化していく可能性があります。

そのような中、2020年度にレベル3自動運転について社会実装を実現し、レベル4に向けても政府目標において2025年度までに、多様なエリアで、多様な車両を用いた無人自動運転サービスを40カ所以上で実現するとともに、多様なサービスに展開できる事業モデルやインフラ・制度を構築するというマイルストーンを定め、無人自動運転サービスの実現に向けたステップが着実に進展しています。

本事業は、地域づくりの一環として行うバスサービス等の自動運転化に伴う経費に対して、地方公共団体・民間団体等(以下「補助事業者」という。)が、その費用負担を軽減するため当該経費の一部を助成する事業(以下「補助事業」という。)等に要する経費を補助し、経営面、技術面、社会的受容性等の実証を推進することで、自動運転技術を活用した持続可能な移動サービスを構築することを目的とします。

2. 事業スキーム

本事業は、以下の事業スキームに基づき実施します。

PwCコンサルティング合同会社(以下「事務局」)は、国土交通省の補助を受け、補助事業全体の管理支援業務を行い、採択された補助事業者に対する補助金交付等、事業全体の運営を統括します。

補助事業者の選定に際しては、「審査委員会」を設置し、応募事業を外部審査員に審査いただき、採択事業者を決定します。

<事業スキーム>



II. 事業内容

1. 本事業の対象

本事業は、地域づくりの一環として行うバスサービス等の自動運転化に伴う経費に対して、地方公共団体・民間団体等(以下「補助事業者」という。)が、その費用負担を軽減するため当該経費の一部を助成する事業(以下「補助事業」という。)等に要する経費を補助し、経営面、技術面、社会的受容性等の実証を推進することで、自動運転技術を活用した持続可能な移動サービスを構築することを目的とします。

応募時は、特に以下の2点にご留意ください。

- 本事業は、必ず地方公共団体が主体となることで、レベル4自動運転サービスの実現を見据えた実証実験の実施及び検証を支援する事業である。
- 本事業は、以下内容をビジョンとして設定し、持続可能な地域交通の実現を見据えて取組むものとする。
 - ✓ 経営面：地域づくりの一環としての地域公共交通サービスにおける自動運転導入を通じて、既存の公共交通サービスや異業種との連携や共存を図りつつ、多様なサービスに展開できる事業モデルを確立すること
 - ✓ 技術面：道路運送車両法に基づいた車両性能・安全性の保安基準への適合や事故時等に対応可能な適切な体制設計のうえ、導入地域におけるサービスに適合した車両性能・機能を実現すること
 - ✓ 社会受容性面：社会的受容性の醸成及びユーザーや地域住民等の行動変容に向けて、地域住民や関係機関に対し、自動運転技術に対する正しい理解を促進すること

2. 本事業の内容

補助事業者は、実証事業の実施のほか、以下について対応いただきます。

(1) 実証事業の実施

審査委員会の審査を経て採択された補助事業者は、審査委員からのフィードバック等を踏まえて、事務局と実施内容の調整を行い、実施計画書及び経費計画書を確定させ、これらに基づき実証事業を実施いただきます。事業継続の可否に関わる事態が発生した場合には、事務局の指示を仰ぐものとします。

(2) 進捗状況の報告等

補助事業者は事務局と定期的(月1回程度)にオンラインでミーティングを行い、状況報告書を用いて実証事業の実施状況や実施上の成果、課題等をご報告いただきます。また、必要に応じてメール等にて適宜活動の進捗状況を確認します。

本事業期間中に事業実施体制に変更(協力団体、業務委託・外注先の追加等)がある場合は、事前に事務局にご報告のうえ、(様式2)提案書内、1-4実施体制を再提出いただくこととします。

(3) 成果測定の実施

本事業では、提案書において各検証項目の目標達成状況を設定の上、実証実験を通じて、成果測定を行っていただきます。また、その結果を本事業の成果として実績報告書にてご報告いただきます。

(4) 実績報告書の提出

本事業の概要、事業実施を通じて得られた成果、補助事業を踏まえた今後の事業活動方針等をまとめ、事業終了時に実績報告書を作成し、ご提出いただきます。実績報告書フォーマットは交付規程の(様式第8)をご参照ください。

(5) 経理検査への対応

事業期間中の中間検査、事業終了後の確定検査の計2回の経理検査へ対応いただきます。経理検査の方法やスケジュールの詳細は、採択決定後の経理処理説明会((6)に後述)にてご案内します。

- 中間検査の実施
経理処理の状況について確認し、処理方法等の認識統一を図ることを目的とした中間検査を実施します。
日程は、2022年11-12月頃を予定しており、事務局と相談の上で決定することとします。
- 確定検査の実施
補助金交付額を確定させることを目的とした確定検査を実施します。
日程は、2023年3月上旬～中旬を予定しており、事務局と相談の上で決定することとします。

(6) 各種会議体への参加

事務局が開催する、補助事業者向けの各種会議に出席していただきます。
会議の出席対象者や参加上限人数等は採択決定後にご連絡します。

- 経理処理説明会
開催時期：2022年8月上旬～下旬
開催目的：補助金の交付申請及び事業実施に際して必要な経理処理方法のご案内
開催方法：現時点ではオンラインでの実施を想定
- キックオフ会議
開催時期：2022年8月上旬より順次
開催目的：事業趣旨の共通理解醸成、事業計画・内容のすり合わせ等
開催方法：現時点ではオンラインでの実施を想定。新型コロナウイルス感染症の状況によっては対面
(会議室:PwCコンサルティング大手町オフィスを予定)で実施
- 月度進捗報告会
開催時期：2022年8月～2023年2月
開催目的：実証実験準備の進捗状況、実証実験の実施状況等に関する報告
開催方法：現時点ではオンラインでの実施を想定
- 成果報告会
開催時期：2023年3月頃
開催目的：当事業における成果、次年度以降の取組みに関する報告
開催方法：現時点ではオンラインでの実施を想定。新型コロナウイルス感染症の状況によっては対面
(会議室:PwCコンサルティング大手町オフィスを予定)で実施
- その他本事業を実施する上で、必要に応じて開催する打合せ等への参加
開催時期：適宜実施
開催方法：現時点ではオンラインでの実施を想定

3. 事業実施期間と事業スケジュール

本事業実施期間： 交付決定日(2022年8月上旬より順次)～2023年3月10日(金)

<主な事業スケジュール>

公募開始日:	6月15日(水)
公募説明会:	6月20日(月) 13時～14時
公募締切日:	7月20日(水) 正午(12時)
採択決定日:	7月下旬～8月上旬
交付決定日:	8月上旬より順次
経理処理説明会:	8月上旬～下旬
キックオフ会議:	8月上旬より順次
月度進捗報告会:	8月から2月
中間検査:	11月から12月
成果報告会:	2月下旬～3月上旬

確定検査： 3月上旬～中旬
 報告書提出： 3月10日(金)まで
 補助金支払： 3月末

III. 補助金交付の要件

1. 採択予定数

採択予定数:最大5団体程度

2. 補助率・補助額

補助額:事業実施に係る費用のうち最大1.8億円程度

補助費用の項目は、下記【表1-1】のとおりとします。詳細は【VII. 補助対象経費の計上】に記載しています。最終的な実施内容、交付決定額については、事務局と調整した上で決定することとします。

【表1-1】

実証事業に要する経費、労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの(公租公課等)

<注意事項>

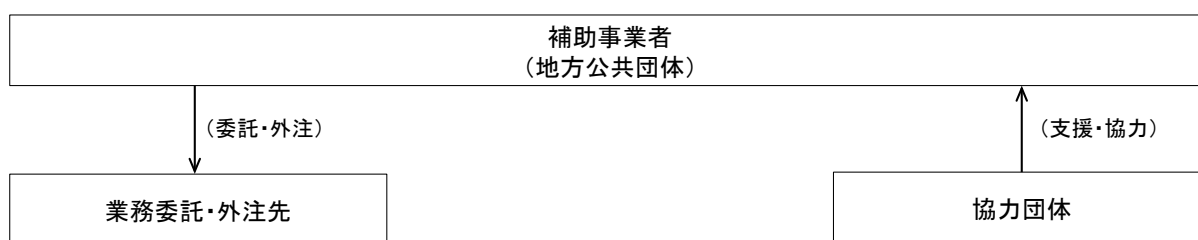
- 補助の対象となる経費は、本事業の実施期間内(交付決定日(2022年7月上旬より順次)～2023年3月10日(金))において発生した経費とします。

IV. 応募手続

1. 応募資格

本事業の実施体制は、地方公共団体のみ補助事業者の対象といたします。

<補助事業者、業務委託・外注先、協力団体の関係>



(1) 構成要件

- 地方公共団体の担当者は、実際に本事業の運営推進に携わる人を任命いただき、審査時のヒアリング(要請した場合)や、採択決定後の国土交通省や事務局からのヒアリング等への出席を求めます。
- 事務局からの連絡、指示、問い合わせ等への対応は、地方公共団体の担当者が請負い、自らの責任において当該対応内容について業務委託・外注先と協力団体へ共有して下さい。

(2) 資格要件

① 補助事業者(地方公共団体)

事業主体は、地方公共団体とし、本事業の運営管理、参加団体相互の調整、知的財産権を含む財産管理等の事業管理等を行う母体となります。

また、地方公共団体は以下全ての条件を満たすことが求められます。

- ・将来的にレベル4自動運転技術を提供することが見込まれる事業者が参画すること
- ・以下のいずれかを満たす自動運転を活用した地域交通サービスの運行主体が参画すること
 - (ア) 運送事業者であること
 - (イ) 自治体が自ら運行すること
 - (ウ) (ア)(イ)以外の者が運行することについて地域の合意が得られること
- ・自動運転を活用した地域交通サービスが提供されることについて、地元住民、都道府県公安委員会、道路管理者等の理解と必要な協力が得られること

なお、地方公共団体は、対象区域が複数市区町村にまたがる場合、市区町村及び都道府県が共同して事業を実施する場合など、複数の地方公共団体による応募も可能です。

② 業務委託・外注先

車両の提供主体や運行主体等、実証実験に直接的に関与する団体は、「業務委託・外注先」として位置付けてください。

<留意事項>

- ・応募段階で業務委託・外注先が決定していない場合は、どのような団体を検討しているか及び当該団体との交渉状況について、提案書に記載ください。また実証期間中に業務委託・外注先を追加する場合には、事前に事務局に届け出ていただき、事務局の承認を得る必要があります。なお、事務局は、業務委託・外注先が本事業に取り組む十分な体制を有していないと判断した場合等、状況に応じて代表団体に対して当該業務委託・外注先との共同連帯関係の取り消しを要請することがあります。

③ 協力団体

実証フィールドの提供や事業活動へのアドバイス等により、本事業を支援する団体は、「協力団体」として位置付けてください。

<留意事項>

- ・地方公共団体は、本事業への取組みについて、協力団体に対し事前説明を実施し、本事業に対する理解・協力等の意思表示を得ることを推奨します。
- ・応募段階で協力団体が決定していない場合は、どのような団体を検討しているか、また当該団体との交渉状況について提案書に記載ください。また実証期間中に協力団体を追加する場合には、事前に事務局に届け出ていただきます。

2. 応募期間

募集開始日 : 2022年6月15日(水)
締め切り日 : 2022年7月20日(水) 正午(12時)

3. 公募説明会の開催

開催日時: 2022年6月20日(月) 13時~14時
開催場所: オンライン

- ・本事業へご応募される際は、公募説明会(オンライン実施)へご参加または記録動画を確認してください。
- ・公募説明会への参加申込は、下記フォーム(フォームが利用できない場合は電子メール)より、2022年6月17日(金)17時までに完了してください。お申込みいただいた方宛に、公募説明会のリンクをお送りします。
- ・日程等の理由により公募説明会に出席できない場合は、後日、当日の記録動画をメール等にて送信しますので、下記フォーム(フォームが利用できない場合は電子メール)より、2022年6月27日(月)正午(12時)までにお申し込みください。なお、土日祝日は事務局の受付業務を停止しておりますので予めご了承ください。

<申込フォーム>

<https://forms.gle/crn2gEugq6o6rtuz6>

※フォームが利用できない方は、以下のメールアドレス宛に以下の内容をご連絡ください。

メールアドレス: jp_cons_adtest@pwc.com

<公募説明会に出席される方>

タイトル : 公募説明会申込(令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業)

メール本文 : 説明会参加者全員の所属団体名、役職名、氏名(フルネーム)、連絡先(メールアドレス・電話番号)

<公募説明会に欠席される方(動画受領を希望される)方>

タイトル : 公募説明会記録動画申込(令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業)

メール本文 : 代表の方1名の所属団体名、役職名、氏名(フルネーム)、連絡先(メールアドレス・電話番号)

4. 応募書類

① 一部の応募書類の編集可能なファイルは、「IV. 応募手続き 3. 公募説明会の開催」に記載のフォーム及びメールより公募説明会へ出席／欠席登録をいただいた方へ、順次メールにてお送りします。

② 応募書類一式は電子メールにて提出してください。

<提出方法>

- 応募書類一式は、ひとつのzipファイルにまとめて提出してください。zipファイルの名称は地方公共団体名としてください。
- メールの件名には、「地方公共団体名+令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転実証調査事業) 補助事業者 申請書」と記載してください。また、各応募書類のファイル名は「地方公共団体名+以下③の様式・書類名」としてください。

③ 応募書類は、下記の一式をご提出ください。

#	様式・書類名	提出区分	特記事項
1	(様式1)応募申請書	必須	指定の様式にて提出すること
2	(様式2)提案書	必須	
3	(様式2別紙)支出計画書	必須	

④ 提出された応募書類は本補助事業の採択に関する審査の目的以外には使用しません。機密保持には十分配慮しますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

⑤ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、採否を問わず、提案書の作成費用は支給されず、応募書類も返却しません。

⑥ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

⑦ 応募書類は、電子メールのみによって受け付けます。郵送や持参、FAXによる提出は受け付けません。なお、資料に不備がないよう、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。また、締め切りを過ぎたの提出や応募後の書類等の変更、差し替えは認められません。(別紙)提出物チェックリストを参照し、提出物漏れがないよう再度ご確認ください。

⑧ 公募締切後、書類の内容について確認等の連絡を行う場合があります。

5. 応募書類の提出先

応募書類は2022年7月20日(水) 正午(12時)までに以下アドレス宛の電子メールにて提出してください。なお、いかなる事由においても期限以降の応募書類は受け付けませんので、ご注意ください。

<提出先>

PwCコンサルティング合同会社 自動車事業部

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転実証調査事業) 事務局

メールアドレス: jp_cons_adtest@pwc.com

件名: 地方公共団体名+令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転実証調査事業) 補助事業者 申請書

6. 応募にあたっての留意事項

(1) 応募手続き者

応募手続きは地方公共団体が行ってください。なお1つの地方公共団体が応募可能な事業数は1つのみとします。

(2) 複数の事業へのご応募について

本補助事業において、ひとつの事業者が複数の事業に参加することに制限は設けないこととします。

(3) 実証成果の帰属

本事業により取得した財産及び特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は補助事業者に帰属します(国及び事務局に帰属することはありません)。

(4) 事業成果の公開

事業の成果について、国土交通省または事務局ホームページ及びその他の方法で公表し、広く積極的な普及活動に努めますので、ご協力ください。

(5) 法令の遵守

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、補助金適正化法及び本事業の「交付規程」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いいたします。

<補助金を応募する際の注意点>

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 地方公共団体協力団体、その他本事業の運営にあたり連携するステークホルダーに対して、提案前に、各団体が事業を適切に運営できる体制にあること、各種法令違反等をしていないこと等を確認してください。
- ③ 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先(外注先、委託、再委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じて現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いして頂くこととします。
- ④ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還して頂きます。併せて、補助金事務局から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑤ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に、理解した上で本事業の申請手続

を行うこととしてください。

- ⑥ 事務局から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること)しようとする時は、事前に処分内容等について補助金事務局の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。
- ⑧ 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。また、本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは本事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないため(本事業の実施体制が何重であっても同様。)、そのために必要な措置を講じてください。
- ⑨ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- ⑩ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(7) 調査への協力

採否にかかわらず本事業に関係する調査への協力をお願いする場合があります。また、申請時に提出された情報については、本事業目的の範囲内において、国若しくは地方の行政機関、又は公的機関、独立行政法人、大学若しくは委託事業者等のうち国若しくは地方の行政機関が指定する者に当該情報を提供し、事業者間の連携の推進、政策効果検証等に使用することを目的として、個社情報が特定されないように処理した上で公開する場合があります。さらに、補助事業者となった場合、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7. 質疑応答

ご応募に当たっての質疑応答は、電子メールでのみ実施します。以下の方法によらない問い合わせについては応じかねますので、あらかじめご了承ください。

<質問受付>

質問事項は以下の提出先に電子メールにてご提出ください。なお、連絡の際は、メールの件名に必ず「質問(令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転実証調査事業))+地方公共団体名」と記載し、本文に「地方公共団体名」、「担当者名」、「メールアドレス」を明記ください。

メールアドレス: jp_cons_adtest@pwc.com

受付期限: 7月13日(水) 正午(12時)

<質問回答>

ご提出いただいた質問へは、原則3営業日以内に事務局から電子メールにて回答をお返します。なお、よくあるご質問は、一定程度まとまったタイミングで申請者へ電子メールにてご案内します。

V. 審査の方法

1. 審査方法

審査は、当該領域の有識者で構成する審査委員会を設置し、応募書類に基づいて実施するものとします。必要に応じて申請者に対して提案内容についてヒアリングの実施、メール等による確認、追加資料の提出を求めることがあります。

2. 審査基準

以下の審査項目に基づいて総合的な評価を行います。提案書を作成する際に、以下の項目の判断基準となる記載を盛り込んでください。必須項目(1)～(4)を満たしていない事業は、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。また、提案内容が以下の「主な審査項目」の加点項目に該当する場合は、審査において加点することとします。

【必須項目】

- (1) IV-1「応募資格」を満たしているか。
- (2) 提案内容が、II-1「本事業の対象」に沿った内容になっているか。
- (3) II-2「本事業の内容」を全て実施できる体制になっているか。
- (4) 以下＜主な審査項目＞の区分が「必須」の項目を全て満たしているか。

＜主な審査項目＞

分類	項目	区分	評価基準
経営面	収支計画	必須	・持続可能性を意識した収支計画を構築しているか
	需要	必須	・路線維持を目指すに資する、最低限度の利用客数が想定される路線か
	波及性	加点	・他の地域においても参考となるモデルとなりうるか
	事業拡大	加点	・事業を通じて連携体制の拡大・強化が図られる計画があるか
			・事業内容の充実・発展等が見込まれるか、そのために必要な事業費の確保が予定されているか
持続性	加点	・実証事業終了後も、各種連携体制や実証結果等を活用しながら、持続的・発展的な取組みが計画されているか	
技術面	自動運転レベル	必須	・自動運転は将来のレベル4の導入を前提としているか
		加点	・将来のレベル4の導入に向けてのステップが示されているか
	安全性	必須	・乗客と周辺歩行者や車両の安全性を確保することを目的に適切な車両の活用と運行サービスが計画されているか
	緊急時体制	必須	・対人対物事故、急病人等の発生時の対応ができる体制が構築されているか
社会 受容性面	認知/理解計測	必須	・実証実施前後の認知度/社会受容性を計測できるものとしているか
	理解促進施策	必須	・地域住民や関係機関などへ、走行特性・安全性などの理解促進を図る施策を検討しているか
		加点	・地域振興や健康促進等移動以外の効果を視野に入れているか
基礎面	運営体制	必須	・事業実施に十分な実施体制となっているか
			・事業実施期間中に体制を整備する場合、計画は具体的か
	スケジュール	必須	・実施スケジュールが適切に設計されているか
	実績	加点	・類似の事業実績があるか
	情報取扱	必須	・事業を通じて得られた各種情報の取扱方法に問題はないか
相互利益	必須	・事業協力者に不利益が生じないよう配慮がなされているか	

3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、国土交通省および事務局のホームページにて2022年6月下旬頃に公表し、また当該申請者へ電子メールにて通知します。

なお、審査結果(不採択の理由等)に関するお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。

VI. 交付決定

採択された申請者には、審査委員会での議論結果等を事業計画へ反映し、補助金交付申請書を事務局に速やかに提出いただきます。それに対して事務局が交付決定通知書を補助事業者へ送付し、実証事業開始となります(補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません)。補助金交付申請書の内容は、ご応募時の提案書及び支出計画書と同様となることを想定していますが、審査委員会よりいただいたご意見を踏まえ、計画を修正いただく可能性があります。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、事務局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額等に変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

VII. 補助対象経費の計上

1. 補助対象経費の項目

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
①自動運転による地域公共交通実証調査事業費	本事業を行うために必要な自動運転車両、設備等に係る経費
②労務費	本事業に直接従事する従業員の作業時間に対する労務費
③普及関連費	本事業の将来的な普及に向けた活動に係る経費
④外注費	(①を除き)補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費(他の経費項目に含まれるものを除く)
⑤会議費	本事業を行うために必要な会議等に要する経費(会場借料、機材借料及び茶菓料(お茶代)等)
⑥旅費	本事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
⑦通信運搬費	本事業を行うために必要な通信に係る経費及び物品等の運搬に係る経費
⑧消耗品費	本事業を行うために必要な物品であって物品費に属さないもの(ただし、本事業のみで使用されることが確認できるもの)の購入に要する経費
⑨物品費	(①を除き)本事業を行うために必要な物品等(ただし、1年以上継続して使用できるもの)の購入、製造に必要な経費
⑩事務所維持費	本事業を行うために必要な事務所の維持に係る経費
⑪光熱水費	本事業を行うために必要な光熱費、水道料金
⑫貸借料	本事業を行うために必要な事務所及び物品等の借料
⑬印刷費	本事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
⑭図書費	本事業のために購入した書籍等に関する経費
⑮謝金	本事業を行うために必要な謝金(会議・講演会等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等)
⑯広告費	本事業の周知並びに広告宣伝に係る媒体及び制作費用
⑰その他	その他事業を行うために特に必要と認められるもの(公租公課等)

2. 直接経費として計上できない経費

以下の項目については、直接経費として計上できませんので、予めご了承ください。

- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費(ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、事務局にご相談ください。)
- ・ 金融機関への支払手数料
- ・ その他事業に関係ない経費

その他、不明な点は事務局に確認の上、遂行してください。

3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下、消費税等という。)が含まれている場合、交付規程に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づくご報告となり、失念等によるご報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、本事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ・ 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ・ 免税事業者である補助事業者
- ・ 簡易課税事業者である補助事業者
- ・ 消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ・ 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る)、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ・ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ・ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

VIII. 補助金の支払い

1. 支払時期

補助金の支払いは、事業終了後の一括精算払となります。支払いは2023年3月末を予定しています。

2. 支払方法

補助金は地方公共団体に一括で事務局からお支払いします。
事業に参画する各団体へのお支払いは、地方公共団体より行っていただきます。

3. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出頂く実績報告書に基づき、原則として、オンラインにて帳簿の提出等を行い、支払額を確定します。なお、状況に応じて現地調査等に赴く可能性があります。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

IX. その他の留意事項

- ① 補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付規程により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。

また、本事業において計上可能な科目は、前述【2. 補助金交付の要件】2-2. 補助率・補助額の表1-1のとおりです。

- ② 本事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③ 本事業への申請に係る提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます)。
- ・ 本事業における補助事業者の審査・選考・事業管理のため。
 - ・ 採択後の事務連絡、資料送付等のため。
 - ・ 申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成のため。
- ④ 提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について国土交通省との調整を経て決定することとします。

X. 問い合わせ先

PwCコンサルティング合同会社 自動車事業部

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転実証調査事業)事務局

メール: jp_cons_adtest@pwc.com(本事業全般に関するお問い合わせ)

jp_cons_adtest_finance@pwc.com(経理処理に関するお問い合わせ)

受付時間: 9時15分～17時15分/月～金(祝日除く)

以上